

平成30年2月22日（木）

【松本総括主査】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから大阪府環境審議会第4回土壤汚染対策検討部会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境管理室の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本日お配りしております資料を確認させていただきます。まず、議事次第と、その裏面が配席図となっております。続きまして、資料1として土壤汚染対策のあり方の検討について、資料2がダイオキシン類の規制についてです。参考資料1として中央環境審議会土壤制度小委員会資料、資料2として前回の議事録をつけております。なお、委員の皆様方の席には、前回までの部会資料と答申をセットしたファイルを参考までに置かせていただいております。この部会の終了後にまた回収させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事にお入りいただきたくと存じますので、平田部会長、よろしくお願いいたします。

【平田部会長】 年度末で、特に大学の先生方は入学試験の直前ということで、お忙しい中ありがとうございます。今、国でも、勝見先生はご存じですが、一緒に検討させていただいているんですけれども、小委員会の結論もまだ出ていないところも多々ございまして、今回は2回目の見直しで、技術的な内容が結構多いんですね。その中で、第1段階施行のものが一応終わったと。今、第2段階施行のものをやっているんですけれども、ほんとはガイドライン的なものができ上がった段階で議論するのがよろしいような内容も多々含まれてはいるんですが、大阪府には大阪府の固有の問題といいますか課題もございまして、それに先行するといいますか、国と歩調を合わせた形で議論を進めさせていただくということでございます。よろしくお願いいたします。

ということで、本日資料の1と資料の2がございまして、資料の1と2は別々に説明をいただきまして、ご審議いただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1ですね。議事1の生活環境保全条例に基づく土壤汚染対策のあり方の検討についてという中で、その中の資料1をまず最初に説明いただいて、議論をさせていただ

きたいと思っております。よろしくお願いたします。

【足立総括主査】 事務局の足立でございます。私のほうから資料1についてご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

資料1ですが、これまで3回の部会においてご審議を経まして、昨年12月に第1次部会報告答申をいただいたところです。また現在、中央環境審議会の小委員会のほうで、省令において定めるべき具体的な基準等について審議が行われているということで、今回、これまでの部会と小委員会の審議状況を踏まえ、今回の部会と今後の検討いただく内容について、3ページの表1に整理しております。

A3の資料横になります。左側のほうですが、5つの観点からの審議事項(1)から(5)まで示しております。(1)につきましては、改正法第1段階施行分でございます。第1次報告、部会での報告、答申をいただいたものでございます。(2)、(3)、(5)につきましては、先ほど平田先生のほうからもありましたけど、第2段階施行分ということで、現在小委員会で検討がなされているものでございます。(4)につきましては、府独自の課題ということで、4つのテーマを挙げさせていただいて示しております。表のほうですが、2列目、3列目、4列目と部会の第1次報告、答申の内容、また小委員会での審議状況、最後、右側に今回の部会と今後の検討内容の案ということで示させていただいております。

(1)につきましては、いただいた答申の内容を踏まえまして、現在、条例改正、規則改正の手續等を進めておるところです。

(2)につきましては、改正法では、調査の猶予中ですか施設の操業中の工場において一定規模以上の届出、調査の義務づけがなされましたので、小委員会のほうでは、新たな規制の対象となる一定規模を900平米にしたかどうかという論点が示されたところです。こちらは条例独自の規定と密接に関係するものでありまして、今回の部会でご検討いただきたいと考えております。

(3)と(5)につきましては、中央環境審議会での検討状況を踏まえまして、今後の部会で検討いただきたいと考えております。国のほうから聞いているスケジュールとしましては、小委員会の審議を経た後、この春ごろに中央環境審議会として答申を出される予定と聞いております。また、法の施行予定の半年前の大体平成30年秋ごろ、政省令を公布の予定と聞いております。

(4)につきましては、④汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針については、

今回の部会で論点をお示しします。③につきましては、ダイオキシン類による区域指定についてでございますが、議論いただく前提としまして、条例におけるダイオキシン類の規制についてお示ししたいと思っております。①、②につきましては、次回の部会にて論点をお示ししたいと考えておるところです。

以上がこれまでの経過、今回の部会で検討する内容等でございます。

続きまして、5ページをごらんください。1としまして、操業中の法・条例対象工場における土壌汚染状況調査のあり方についてでございます。まず、改正法の概要と小委員会における審議状況について示させていただきます。法では、水質汚濁防止法で規定されております有害物質の使用施設の廃止時に、土地の所有者に調査の義務づけをしております。ただし、このような場合であっても、工場として使用し続ける場合は調査を猶予するという仕組みがございます。先ほども申し上げましたが、改正法では、調査を猶予していたり有害物質を使用している操業中の工場については、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合は届出を行い、調査を実施することとされました。規模要件につきましては、小委員会のほうで現在、具体的な規模要件等について検討がなされているところでございまして、現在その要件を900平米としたらどうかと示されております。

この検討に当たっては、改正法と類似の規定を設けております東京都、名古屋市の条例の施行状況を調査されております。表2、表3に国の小委員会の資料を掲載させていただいてございまして、5ページになりますが、表2のほうを少しご説明させていただきます。東京都の条例では、敷地面積が3,000平米以上の土地において土地の形質変更を行う場合は、届出、調査を義務づけております。これらの敷地に有害物質の施設があり、改変面積が0から3,000平米未満のものについて整理された表が、この表の2になります。左から下限面積、届出捕捉率、面積捕捉率でございまして、届出捕捉率については、例えば下限面積、黒枠でさせていただいておりますが、900から3,000平米の形質変更届出の件数について、全体に対する割合を示しております。また、面積捕捉率については、例えば900につきましては、900から3,000平米の形質変更の届出の合計面積について、全体面積に対する割合を示しているものでございます。それぞれ51%、83%となっております。同じように名古屋市の条例の状況も整理されております。

続きまして、(2)としまして、次の6ページになりますが、関係する条例の概要を示させていただきます。①としまして、有害物質を使用して操業中の工場の規定でございます。条例では法及び条例の有害物質の使用施設を設置している操業中の工場におい

て、工場以外の敷地として利用するために行う形質変更については、面積にかかわらず調査を義務づけております。もう1つ、②でございますが、条例の有害物質使用施設の全てが廃止され、調査が猶予されている工場における規制でございます。条例では、条例の施設の廃止時に法と同様に調査の実施を義務づけておりまして、工場として使用を続ける場合は調査を猶予しているという仕組みになってございます。これは法と同じような仕組みでございます。調査が猶予された工場については、今回改正法で定められたような一定規模以上の土地の形質変更時の届出を義務づける規定は設けていないという状況でございます。

こういった中で、(3)としまして、条例における検討課題を整理しております。条例と改正法の規定を比較しますと、3つの論点がございます。1つ目としまして、有害物質を使用して操業中の法の対象工場において、工場以外の敷地として利用するために行う形質変更については、法と条例の規定で重複することとなります。2つ目として、操業中の条例の対象工場において、工場の敷地として利用するために行う形質変更については、条例では調査を義務づけておりません。このため、調査が義務づけられる法の対象工場と、条例の対象工場との間で扱いが異なるということになります。3つ目は、条例の調査が猶予されている工場についてですが、こういった工場の形質変更については、現在条例では調査を義務づけておりません。このため、調査が義務づけられる法の対象工場と、条例の対象工場との間で扱いが異なるということで、論点が3つございます。改正法と条例の間にこのような重複関係があったり、整合しない部分がございますので、今後、条例のこれまでの実績ですとか効果、また現状等を踏まえて、この重複や整合しない部分について整理していきたいと考えております。そういった課題がございます。

7ページをごらんください。(4)としまして、府域の工場における土地の形質変更の実施状況を整理しております。残念ながら、小委員会のほうで検討で使われる東京都の事例と全く同じような条件でのデータはないのですが、府の現状を大まかに見るために、形質変更を中心に面積に関するデータを整理しております。

1つ目としまして、条例の規制で行っているんですが、有害物質を使用して操業中の工場における土地の形質変更の届出面積でございます。条例による規制を始めた平成16年以降、届け出られた件数は13件ございまして、同じように届出捕捉率、面積捕捉率を表4に示しております。届出面積が900平米以上の場合、それぞれの捕捉率は23%、54%になっております。

続きまして、②でございます。区域指定された土地における形質変更の届出面積でございます。法の形質変更時要届出区域あるいは条例の要届出管理区域においては、形質変更が行われる場合は届出が必要になっております。それらのデータを整理しております。平成25年から平成27年度における指定区域における土地の形質変更の届出件数は、法では389件、条例では6件ございました。このうち工場に関する届出に絞りまして見たところ、法では145件、条例では5件ございました。さらに、汚染の除去等の措置、特別なものを除いて、一般的な工事等を絞り込みまして土地の形質変更の届出件数を確認したところ、44件ございました。この44件における届出捕捉率、面積捕捉率は表5に示したとおりでございます。土地の形質変更の面積が900平米以上の場合、それぞれ30%、60%でございました。

続きまして、8ページをごらんください。こちらは前回の部会でもご指摘がございまして、調査の猶予中の工場の敷地面積であったり、土壌汚染状況調査を実施した調査の面積の状況について調べて示しております。いずれも形質変更の面積と必ずしも一致するものではございませんが、参考として示させていただいております。

③でございますが、調査の猶予中の工場の敷地面積でございます。調査の猶予を受けている大阪府所管の工場の件数は、平成27年度末時点では法対象で100件、条例対象で19件でございました。これら工場の敷地面積については、件数捕捉率を表6に示しております。敷地面積が900平米以上の捕捉率は、法対象では56%、条例対象では95%でございました。

④でございます。土壌汚染状況調査を実施した面積について整理しております。平成27年度に実施調査等の指針に基づいて実施された調査において、調査面積が3,000平米未満のものについて19件ございまして、この19件における捕捉率を表7のほうに示しております。調査面積が900平米以上の場合、報告の捕捉率につきましては58%、面積の捕捉率については88%でございました。

以上が形質変更の面積に係る資料でございます。

続きまして、9ページをごらんください。2としまして、汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針についてでございます。こちらは府域の課題として挙げた4つの項目の1つでございます。論点を整理しております。9ページと10ページ、11ページはほぼ前回の資料の内容でございますので、12ページ、13ページのほうをご説明させていただきたいと思っております。

こちらは前回の部会資料に新たに追加したものでございまして、(4)でございますが、他府県における処理業の許可の申請に係る事前指導の状況について調査いたしました。表11をごらんください。他府県における汚染土壌処理業の許可の申請に係る事前指導の状況でございます。大阪府と同様に指針等を策定して指導している件数が20件、指針等は策定していないというのが27件でございます。指針等を策定している20都府県のうち、1県で条例において事前指導の手続を定めておりまして、当県の条例では、前回の法改正により処理業の許可制度が先行して開始された後の約半年おくれて平成22年4月に施行しているものでございます。当該県におきましてヒアリングしたところ、条例に事前指導の手続を定めることにより、生活環境の影響調査等を実施する根拠が明確になり、生活環境に配慮した適切な対策を効果的に実施することができていると聞いております。また、条例に根拠を置くことによって、権限を移譲している市町村においても手続が統一的に行われて、県全域で効果的な指導が行われていると聞いております。

また、19都府県では、こちらは大阪府と同様なんですけど、条例に根拠を置かずに指針や要綱による指導を行っておりまして、このうち9都府県は土壌汚染対策に関する条例を制定しているものでございます。これらの都府県の条例でなく指針等を策定した理由についてヒアリングしましたところ、2つの理由を聞いております。府と同様に、前回の法改正において処理業の許可制度が他の事項に先行して施行されたことから、条例には位置づけずに指針、要綱により指導することとしたという理由と、また、別の施設ですが産業廃棄物の処理施設に関して事前指導の要綱を策定しておりまして、それにあわせて、汚染土壌処理業施設の事前指導についても同様の要綱により指導することとしたという理由を聞いております。

論点について、(5)の「指導指針のあり方について」にお示ししてございます。処理業の許可申請に先立ちまして指針等を設けて事前指導を行うことは、大阪府を含む多くの都府県で行われておりまして、この指針による事前指導につきましては、周辺地域の生活環境の保全の観点から重要であり、一定の効果が得られていると考えられます。しかしながら、大阪府の場合、府と政令市の間でそれぞれ独自の指導を行っておりまして、府内で統一的な指導が行われていないという状況がございます。また、指導の根拠が明確でございませんので、事業者にとっては必ずしもわかりやすい指導とは言えないという課題がございます。このため、府内で統一的な指導が行えるよう、指導指針の内容について政令市と調整を行って、条例に根拠を置く指導指針とすることが適当ではないかと考えておりま

す。

以上が資料1についてのご説明になります。よろしくお願ひいたします。

【平田部会長】 ありがとうございます。

きょうの論点は2つあります。1つは面積要件の件ですね。これをどうするんだということと、もう1つは、実際の業者への指導というところだと思います。これについて、まず説明についていかがでしょうか。

小委員会の議論は、面積要件で80%あればいいじゃないかという意見なんですね。だったら900平米でもいいということなんですけど、もともと本来、有害物質使用特定事業場の廃止時は、そのおそれがある場合、100平米で行うということが基本で、免除されているとか、あるいは猶予されているとか、あるいは操業中という場合は、今まで特に規定がなかったと。規定がないときに形質変更をやるのは3,000平米しかないんですね。3,000平米以上の形質変更をやる時には調査をするということになっていたんですが、いろいろな議論があって、本来100平米にしなければいけないんじゃないかという議論と、もともと3,000平米以上でやっていたものを900平米にするのは厳しいんじゃないかと、いろいろな議論があったんですが、逆に面積捕捉率が80%ということで、900平米以内が妥当だろうという結論になったんですね。そういうところで、おそらく同じようにデータを、今までのものを整理していただいたということだと思います。

【益田委員】 質問ですけど、よく理解ができてなくて聞くのですが、面積に対して届出捕捉率と面積捕捉率という数字を挙げてあるんですが、届出捕捉率というのは件数に対してということですね。面積捕捉率というのは、全部の件数と面積を積分したものに対してということですか。

【足立総括主査】 そうです。全部の面積を足し合わせたものの割合でございます。

【益田委員】 ということは、大阪府が900平米としたときに、名古屋市とか東京都に比べて届出捕捉率とか面積捕捉率が極端に小さいということは、つまり大阪府の場合は、その2自治体と比較したら小規模な施設が多いということですか。

【足立総括主査】 それは一概には言えないと思ひていまして、例えば中小企業の割合は東京都と同じような割合、6割程度でございます。そういった大きな枠組みでみると規模の割合が同じようなデータもござひますし、業種によっては割合が違ひうようなものもありますので、東京都との比較という意味では、もう少し現状を整理していかないとはいけないのかなと思ひておひます。

【金城課長補佐】 もう少しご説明させていただきますと、東京都、名古屋市と一方の大阪府とでは、捕捉率を求める際の対象としている条件が大きく異なります。東京都や名古屋市は、有害物質特定施設を設置している工場を対象として集計しているものですが、大阪府のデータはさらに条件が加わってございまして、7ページ(4)の①ですけれども、まず操業中の工場であることが前提ですが、その中で、敷地の一部を工場以外の敷地として利用するための形質変更の届出が母数となっております。この敷地の一部を工場以外の敷地として利用といいますのは、住宅地に転用するとか、あるいは道路用地として買収されるとか、そういった場合の形質変更の届出となっておりますので、東京都、名古屋市、大阪府とで統計の基礎となっている対象が異なるということでございます。説明の冒頭に、ぴったりのデータがないけれども参考的にできることを分析してみたとして申し上げたのは、そういう趣旨でございます。

【平田部会長】 工場の敷地以外として利用するという事なので、もともと面積が小さくなるということですか。

【金城課長補佐】 その可能性が少なからずあろうかと考えています。

【平田部会長】 必ずしも比較はできないという意味ですね。

【金城課長補佐】 おっしゃいますように、どういう傾向に振れているか、形質変更が小さいほうに偏るのか、大きいほうに偏るのか、なかなか届出の情報からは難しいかと考えてございます。

【足立総括主査】 比べることはできないですけれども、大阪府の場合、条例に基づいてしっかりとしていますので、小さい部分も結構拾えていると思います。例えばですけど、名古屋市の場合だと500平米から3,000平米ということで、裾を切っていますので、小さい部分はここに入ってきていないという状態でもありますから、一概に比べるのはちょっとしんどいのかなと思います。やはり参考になる資料が必要ですので示させていただきます。

【平田部会長】 いかがでしょうか。面積捕捉率が50%ということは、50%の面積は明らかになっていると随分いいですね。

【足立総括主査】 こちらは例えば①のほうは件数が13件でございますので、そのばらつき非常に大きく出ているのかなと思いますが、下の②はもう少し数が多いでございますので、そういった場合の割合については66%、約7割という数字でございます。

【金城課長補佐】 ですが、この②は指定区域での形質変更届出ですので、東京



都、名古屋市が前提としている工場の敷地とは限らないということですのでございますから、これも単純に比較できるというデータではございません。

【平田部会長】 これ、きょうは結論を出すわけですね。

【足立総括主査】 きょうは参考を示させていただいて、条例の論点が3つほどございますので、それとの関係もあわせて今後検討していきます。あと、国のほうの状況もまだ定まったわけではございませんので。

【平田部会長】 いずれにしても大阪はやっぱり狭い、小さい。益田先生がおっしゃるように僕もそう思うんですね。だから、900平米で54%しか捕捉されていないということは、それ以下のものがものすごくたくさんあるということですね。46%が900平米以下という意味ですよね。100平米にすれば99%だと。どことも100平米にすれば100%に近づくんだけど、現実には狭いところが多いということですよ。それと、条件が工場じゃなくて、工場の敷地以外に利用すると。なぜこういう理由がついているんですかね。

【足立総括主査】 条例に規定した経緯としましては、操業中につきましては、有害物質を使用している施設ですので汚染の可能性が高いということで、まず規制しようということになりました。また、工場以外で使う場合については、過去、大阪府は切り売りで転用も多いという事情、土地の利用状況がございましたので、そういったときには、やはり汚染土壌の拡散につながる可能性もあるということで、そこに絞り込んでそういった規定を設けています。

【平田部会長】 要は自由な土地売買の対象になっていくということですね。

【足立総括主査】 そうですね。そういうものをターゲットに置いての規制でございます。

【勝見委員】 8ページの③と④は参考ということなんですけれども、これはどのように読んだらよろしいのでしょうか。①、②との関係が私は十分理解できていないんですけれども。

【足立総括主査】 ④につきましては、まず直接形質変更の面積ではございません。ただ、将来形質変更しようと思う場合に、自主調査で先にやるような場合も結構ございまして、ちょっと広めに調査をするような場合がここに含まれていると思われまして。例えば形質変更したいと考えて、調査を広めにやった実績というデータでございます。

【勝見委員】 1行目には平成27年度末時点で法対象100件と書いてあるので、法

対象なんですよね。法対象ということは、法対象の根拠は、この100件については、有害物質を使っていたということで法対象に挙がってきているんですか。

【金城課長補佐】 法対象の工場、条例対象の工場と2つあるわけですが、この違いは、法の特定施設を設置していた工場、条例のほうは条例の届出施設を設置していた工場、という違いです。

【平田部会長】 面積率というのは、これは調査しているんですか。ここはしていないんでしょう。報告が上がってきたというわけじゃないんですよね。

【足立総括主査】 猶予中のものですか。これは調査の報告は上がっていません。

【平田部会長】 猶予したその面積を出したということですね。将来調査をする可能性がある、勝見先生はそういう意味でしたね。実際調査をしているわけじゃなくて、将来形質変更するという意味なんですか。

【足立総括主査】 ③のほうは敷地面積ですので、調査が敷地全体にかかりますので、将来調査すべき面積でございまして、形質変更には直接関係ないものではございます。

【平田部会長】 可能性がある土地という意味ですよね。これを見れば、面積条件は95%まで上がりますね。条例対象がそうか。法対象はやっぱり56%か。これは件数か。下は土壌調査をした面積捕捉率になっているわけね。

【勝見委員】 この③の調査の猶予を受けている工場ということが前提なんですよね。すいません、基本的なことがわかっていないんですけれども、3,000平米以下でも調査の猶予を受けているということは、本来調査をしないとイケないということで、本来調査をしないとイケないということは、どこで、どういう契機で決まってくるんでしょうか。

【足立総括主査】 法対象であれば、先ほども申し上げましたが、法の対象とする特定施設廃止時に調査が必要になりまして、ただ、工場として引き続き事業を行う場合は猶予を受けることができますので、そういったものになります。

【勝見委員】 物質が変わっているとか、特定有害物質の種類が変わるということですね。

【足立総括主査】 そうですね。廃止ですので、複数の物質を使っていたら、そういうことになります。先生がおっしゃるとおりでございます。

【勝見委員】 わかりました。

【木元委員】 ちょっと教えていただきたいんですけど、先ほど法対象と条例対象の違いは、法の特設施設か、条例の対象としているのか。もう少しそこを教えていただけます

か。物質が違うんですか。

【金城課長補佐】 12月に頂戴しました第1次答申の3ページに記載がございます。

(1)として、土地の汚染状況の把握の契機とございます中の②有害物質使用施設の廃止時などというところに、法と条例それぞれについて書いてございます。法では、水質汚濁防止法の有害物質使用施設の廃止時に、土地所有者等に調査の実施を義務づけています。対して条例では、この水濁法の施設以外に独自に定めています有害物質使用施設と、ダイオキシン特措法に定められている廃棄物焼却炉などの施設の廃止時に、法と同様の規定をしているということでございます。

続けて、調査の猶予について、「ただし」といたしまして、法、条例共通して、施設が廃止された場合であっても、敷地を工場、事業場として使用し続ける場合など、土地の利用方法から見て健康被害が生ずるおそれがないということを知事が確認した場合については、調査の実施を猶予しているという仕組みでございます。

【平田部会長】 そのときに水濁法以外に使われている有害物質というのはどういうものなんですか。

【足立総括主査】 物質としては同じでございます。

【平田部会長】 物質は同じで施設は違うという意味ですか。

【中戸課長補佐】 そうでございます。物質は同じで、施設はまた別に条例で規定しているということでございます。

【平田部会長】 例えばどんなものですか。

【倉内副主査】 水濁法では電気めっき施設などが規定されているのですけれども、そこでは対象になっていない溶融めっき施設など、水濁法では対象になっていない十四、五種類ほどを横出しで規定しております。

【平田部会長】 自治体はそういうところが多いんですか。

【倉内副主査】 いいえ、多くはありません。

【平田部会長】 いずれにしても、対象物質は同じだけれども使用の仕方が違うものがあるということですね。もう1つは、大阪府はダイオキシンが入っているということですね。

【足立総括主査】 そういうことでございます。

【平田部会長】 木元先生、それでよろしいですか。

【木元委員】 はい。

【平田部会長】 自主調査をした場合には、面積捕捉率は90%近くいくということですね。88%ぐらいまでいくと。表の7ですよ。というところで、若干違いはあるんですよ。

【金城課長補佐】 調査面積ですので、例えば工場の敷地であれば、敷地全体を調査した結果の報告があるというケースもあるわけです。ですから、将来的に行う形質変更は敷地全体ではなくて部分的なものだということになりますと、調査面積と形質変更の面積が異なることになりますので、参考的な位置づけになろうかと思えます。

【平田部会長】 きょうはやはり一番は、7ページにある表の4、表の5ということですよ。そういう意味でデータとして上がっているということだと思います。

【金城課長補佐】 なかなか中環審の委員会で検討されたような、東京都、名古屋市に対して大阪府はどうなのかということと比較検討する基礎資料とするのにふさわしいものが、なかなか難しいというところがございます。

【平田部会長】 条件が違っているという意味ですね。

というところで、最終的にはいつぐらいをめどにということになりますか。

【足立総括主査】 答申が春ごろに出されまして、政省令のほうも。

【平田部会長】 もう多分あれは基本的には900平米で決まりなんだよね。

【足立総括主査】 答申の内容を参考に、議論が進められるところはどんどん進めていきたいとは考えております。

【平田部会長】 ということですよ。もちろん年度をまたいで構わないということですよ。第2段階施行だから先の話になりますよね。これに関しても、国がやっていないのをできないから、来年の4月以降に施行するということですよ。

【足立総括主査】 国が定まらない限りはなかなか決められないので、きょうのところは、ご議論のスタートとして、まず改正法と条例の違いをお示しさせていただけたらと思って出させていただきました。

【平田部会長】 1つは向こうの条例、国の法律に近いようなデータにつくり直すということは可能なんですか。データを選んで。

【金城課長補佐】 東京都、名古屋市が分析に供することができる情報をお持ちなのは、大阪府にはない条例の規定があるからですので、そのような中でどのようなことができるかと試みましたが、本日お示しさせていただいたものです。

【平田部会長】 わかりました。これを向こうと一緒にやろうと思っても、改めてデー

タをとり直さなければいけないという意味やね。

【足立総括主査】　　そういうことでございます。

【平田部会長】　　きょうはいいとは思いますが、面積捕捉率で80%というのを入れていますよね。ものすごく強く出ているんですよね。それでいくと、どうしても小さくなっていっちゃいますよね。500平米とか300平米とかそういう話になるから、500平米とか700平米という話しにもなりかねないので、その辺のところを議論をしていくということですよ。

【金城課長補佐】　　はい。

【益田委員】　　ちょっと聞きますけど、今の7ページの(4)のところに関して、①のほうに関して、例えばもともとは3,000平米とか2,000平米とかあったんだけど、その敷地の一部を工場以外の敷地として使用して形質変更するので、調査を猶予された。そしたら、その残りの面積が小さくなっちゃうわけですけど、そのところをだんだん小さくして行って、汚染物質を使っている施設を含む面積がどんどん小さくなっていったような場合は、例えば今の900平米という縛りをつけたとして、それより狭くなってしまったら、猶予されるということになるんですかね。切り刻んで行って、そういう場合はどうなるんですか。

【足立総括主査】　　切り刻むという考え方ですか。基本的には今の仕組みに関しましては、猶予を受けた土地については別の土地利用を行う、利用の用途が変わった場合に猶予を取り消して調査を行うという仕組みがございまして、基本的にはそういった別の土地利用を行うときに調査を行っていく仕組みになっております。切り刻むというのは我々のほうではあまりなくて、そういった場合はまれですので、細かくなっていくというのはあまり想定では考えられないんですけども、一般的には敷地の一部を、例えば工場を別のグラウンドで使うような場合は用途が変わりますので、取り消して、その部分だけ調査して別の利用をするという進め方がございますが、小さく切り刻んでいくというのは実際の中ではあまりないのかなと思っております。

【金城課長補佐】　　益田先生ご指摘のように、大きな敷地を切り刻んで行って、最終的にももとの工場が900平米未満になったといたしますと、その900平米未満の敷地でいう形質変更は届出、調査の対象にはなりません。では、いつまでも調査が不要なのかと申しますと、その工場が廃業する場合、調査を猶予しているものが解除されて、本来の調査の義務がかかりますので、廃業するという場合には土壌の調査をすることになります。

【平田部会長】 実際に900平米未満でどんどん土地を売るということも可能なわけですよ。

【足立総括主査】 そうですね。可能ではございます。

【平田部会長】 益田先生がおっしゃっているのは、900平米を850平米、850平米にしていったら、10回売ってしまえば、1回も調査をしなくて済むんじゃないのというご心配だと思うんですよ。

【益田委員】 最後の1回はしないといけないんですよ。

【金城課長補佐】 はい。それと、少しずつ土地を売る、あるいは貸して用途転用される場合、用途変更される内容が工場以外であれば、その都度、条例による調査の義務がかかってきます。

【平田部会長】 工場の施設と違った土地利用をした場合には調査がかかるということですよ。

【足立総括主査】 はい。猶予を受けたら必ず。

【平田部会長】 要は猶予が解除されるからという意味ですね。

【足立総括主査】 そういう意味ではございます。

【勝見委員】 でも、最後の850平米は、最後に廃止するまでは調査しなくていいということになるんですよ。

【金城課長補佐】 はい。おっしゃるとおりです。

【平田部会長】 最後がちょっと残るんですよ。一番濃度高いところを残すのか。

【勝見委員】 ほんとうはそこをちゃんと調べたいということもありますよね。

【金城課長補佐】 一定規模をどう定めるかというご議論を小委員会でされていますので、そこで900平米だということが結論となりましたら、それを標準に考えてみて、何か特段の地域的な事情などがあるだろうか、ということではなかろうかと存じます。

【平田部会長】 そういうことですよ。先生方が今心配されているのは、900平米以下でどんどん土地利用を変えていったときに、何も調査せずにいってしまう。特に土壌を持ち出すとかそういう話になりかねませんので、そういうときは大丈夫なんですよという議論ですよ。必ず土地利用が別になるのであれば、改めて900平米以下でも調査がかかる。そこが解除されるんだからという意味ですか。

【中西室長】 今、先生がおっしゃっているお話は、現行の仕組みであればそうなりますということなんですよ。そこはそういう形ではなりません。ただし、今回900平米と

というのが国のほうの考え方として、他のちょっと概念が違う部分にかかってくるよね。それを同じように平行移動して、我々の持っている部分にもかぶせるべきかどうかというのにも影響は出てくるので、今我々のほうから、それはそのまま続けるんですというのは必ずしも結論じゃなくて、他の部分を整理していただく中で、今、先生方がおっしゃるようなことで、そういうのってずるいよねという感覚があるということであれば、そういう考え方のもとで残すべきであるという形になろうかと思えますし、国のほうの考え方との整合とか比較の中で、この考え方をこれに投入することが合理的であるということであれば、違ってくる結論ですので、我々のほうが今の段階でこうしますという形……。

【平田部会長】　それで、もともと有害物質使用特定事業場を廃止するときには、汚染のおそれがある場合には100平米でやりなさいということになっていて、一方で、猶予されたものは900平米であるという、正直者がばかを見るような制度であってはいけないよねということ先生方は今心配されていますので。

【中西室長】　今それが部会のご意見だなと。

【平田部会長】　そうですね。それで、そのところをどううまく整合性をとるところが大事だと思うんですね。ちょっとそこは考えなきゃいけないということだと思うんですが。きょうすぐに結論じゃなくて、先生方の心配されているのは、こま切れにしてやったときに大丈夫なのという、そこだけの論点だと思いますので、それを今後詰めていきたいと思いますか。それでよろしいですか。益田先生も木元先生もよろしいですか。

じゃあ、前半のところはそうさせていただきます。

あともう1つは、処理業の許可の申請というところですが、これについていかがでしょうか。基本的には事前の指導を行うのかということですね。大阪府は政令市がいっぱいありますので、だからやり方が全部違っていると。統一的なものがあったほうがいいんじゃないかというお話だと思いますが。指導の根拠が明確になるようなものが欲しいと、そういうところですね。

【足立総括主査】　そうです。まずそこが大事だと思います。

【平田部会長】　指導というのは、やっぱりいいんですかね。必要だろうけど、行政としてはどうなんですか。

【足立総括主査】　許可前の事前の指導でございますか。やはり事前にそういった生活環境への影響調査、ミニアセスみたいなものを事前にやりまして、その結果を施設の設置に反映するというのは、周辺への生活環境の保全の観点では非常に重要だと思っています

ので、事前指導は非常に大事なものだと思っております。

【平田部会長】 相談があればという意味ですよ。

【足立総括主査】 その上で、指針はあるんですけども、過去の経緯もありまして、条例化せずに指導指針としてやってきていますので、そこを明確にしたいという思いです。

【平田部会長】 法の根拠がないということですね。そういう事例はありますか。法がないから嫌だというようなことは。

【足立総括主査】 あります。ただ、今、事業者さんも理解いただいて、しっかりやっていって、問題はないんですけども、やはり事業者さんからも、なぜこれをしないといけないとか、事業をやる中で、会社の中でも何を根拠にそれをやるのかというところで、やっぱり指針よりも条例に定められたものをやるほうがわかりやすいという雰囲気は感じております。

【平田部会長】 やりやすいということですね。

【金城課長補佐】 その中には事業者さんの株主への説明責任といったことも関係する可能性があるかと思えます。

【平田部会長】 今回、都道府県も調査されたということですね。府など50に。指針は策定していないところが27もあると。だから、ここで目的と根拠が明確になるということと、政令市がたくさんあるときには都道府県域で統一的な指導ができるということですね。いかがでしょうか。

【勝見委員】 地域性はあるんですか。この表の11で策定していないところが27もあるんですけど。細かい資料はいいですけど、ざっと印象でいいのかなと思うんですけども、あまりないということですね。

【足立総括主査】 東京、神奈川、愛知、大阪、福岡といったところでは指針を持っています。大都市圏といいますか、そういったところでは策定されています。

【勝見委員】 やっぱり案件が多いところはちゃんとやっていると。

【足立総括主査】 やはりそういう背景もございます。

【平田部会長】 件数が多いと、どうしても統一的な基準が欲しいということでしょうね。

【益田委員】 多分土地の状況にもよりますよね。私が兵庫県なんかの仕事をしていて感じるんですけど、兵庫県は阪神間と山陰側とで全然条件が違うから、一律の条件をつけれないんですよ。そういうところだと、もう指針を置いておかないで、法律にのっつ



て処理するというをやっている場合もあるように私は感じてますけど。

だから、地域ごとに線引きがしにくいようなケースだと、多分大阪とか東京の場合は、ものすごく端っこに田舎がありますけど、都市域が広いので、わりと同じ指針でやっても適用が可能であるけども、だから、やっぱり地域性の問題がすごくあるのかなという気は自分ではしていますけど。

【平田部会長】 そういう意味ではやっぱり地域性の問題ですね。いかがでしょうか。

将来こういうふうに、大阪は地域性がそんなにないであろうということであれば、この中にきちっと定めておいてもいいのかなという感じがいたしますが、その方向で検討させていただくということによろしいですか。木元先生も。

ちなみに関西はどうなんですか。どこがどこというわけじゃないんですけど。

【足立総括主査】 こういった事前指導の指針等を持っているところは大阪府だけです。

【平田部会長】 きっと関西は難しい問題があるんでしょう。

【足立総括主査】 そうですね。やはり大阪府は都市域が広いので。

【平田部会長】 兵庫県も瀬戸内海側と日本海側では全然違いますもんね。岡山や奈良は山間部がありますしね。京都もそうでしたっけ。

【勝見委員】 そうですね。

【平田部会長】 大阪だけですか。

【足立総括主査】 大阪だけです。

【平田部会長】 わかりました。じゃあ将来そういう方向で検討するというので、また論点整理なんかもあるのであれば、整理していただければと思います。

じゃあ、最初の説明につきましては、これで終わりたいと思います。まだ継続審議ということになりますよね。

【金城課長補佐】 はい。そのようにお願いいたします。

【平田部会長】 続きまして、2つ目は資料2のほうです。生活環境保全条例におけるダイオキシン類の規制ということで、これもこの前私からも、なぜダイオキシンが大阪府の条例の中に入ったということから、その前提になるようなところを調べてくださいと申し上げたと思うんですが、その内容について説明いただくということによろしいですか。

【金城課長補佐】 はい。資料2に沿ってご説明させていただきます。

ダイオキシンにつきましては、前回の部会で、自主調査の結果に基づいて区域指定を行う指定がないために生じている課題についてご議論いただきました。その際、今後ご議論

いただく前提として、まず条例とダイオキシン法との関係の整理が必要だというご指摘を頂戴いたしましたので、今回事務方として行いました現時点での整理についてご説明させていただきます。

まず、条例のダイオキシンに関する規定でございますが、条例はダイオキシンにつきましても、調査の義務づけなど、全般的には他の有害物質と同様の規定を置いています。ですので、施設の廃止時などの調査によってダイオキシンの基準不適合が判明いたしますと、条例に基づいた区域指定を行うこととなります。

次に、自主調査の結果に基づく区域指定の申請の制度についてですが、法では平成21年の改正で、法の対象物質について、自主調査によって区域指定の申請ができるという規定が設けられました。ですので、法の対象物質につきましては、自主調査によって基準不適合が判明いたしますと、この申請があれば区域指定されることとなります。前回の条例改正は平成24年に行いましたが、その際にはダイオキシンについては特に検討いたしませんでした。結果といたしまして、現在条例には区域指定の申請に関する規定がございませんで、ダイオキシンについては自主調査の結果に基づいて区域指定を行うという途がない状態でございます。

次に、条例とダイオキシン法との関係を大阪府がどのように認識しているかということについてご説明させていただきたいと思っております。関係いたします法と条例の条文を後ろにつけさせていただいておりますが、概要について、このペーパーに沿ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、汚染の状況把握のための調査についてですが、ダイオキシン法は都道府県による常時監視を定めております。その目的は、広範囲の汚染の広がり、その経年変化などの把握とされております。一方、条例が定めていますのは、土地の所有者が工場の敷地内といった局地的な汚染の状況を把握することを目的とする調査でございます。したがって、この両者を比較いたしますと、条例とダイオキシン法では調査を実施する目的が異なります。

次のページに移りまして、対策を実施する対象の土地についてでございます。ダイオキシン法は、環境基準を満たさない政令の要件に該当する土地について、都道府県が地域指定し、計画をつくって対策事業を実施できると定めています。その政令の要件は、人が立ち入ることができる土地であること、ただし、工場、事業場の敷地を除くとしています。一方、条例が規定対象としている土地は2つあります。工場、事業場の敷地、それと土地

の形質変更が行われる土地でございます。この後者の土地につきましては、通常、土地所有者あるいは占有者によって管理され、人の立ち入りが制限された状態に置かれているというものであります。したがって、以上から、条例とダイオキシン法では、対策を実施する対象としております土地が異なっているということでございます。

申し上げましたように、ダイオキシン法と条例それぞれの対象や内容を比較いたしました。法と条例の間には矛盾抵触はないと判断いたしました。また、条例に規定を設けるに当たりまして、その当時、環境省さんと協議を行いまして、自治体が条例でダイオキシンによる土壤汚染を規制することは、ダイオキシン法、土壤汚染対策法いずれにも矛盾抵触しないという確認をしております。それから、今回条例のあり方をご審議いただいているということについて、環境省さんに情報提供する中で伺いましたところ、見解は当初から変わっていないと聞かせていただいております。

3といたしまして、条例にダイオキシンに関する規定を設けることについての学識経験者の見解についてご説明させていただきます。

まず、平成19年に早稲田大学工学部の大塚先生が書かれた論文でございます。ポイントとなるかと思われるのが、下から3行目のところからです。ダイオキシンによる土壤汚染対策に関して、土壤汚染対策法に類似した仕組みを条例で独自につくることが可能かという点に言及されています。そこで問題となるのは2点あるということとして、1つ目は、対策の実施者などがダイオキシン法と大幅に変わってしまっただけという点、2つ目は、都道府県はダイオキシン法では自ら対策を実施するといったことなどの責任を負わされているのに対し、土地所有者に責任を負わせることとなる条例は許されるのだろうかということでございます。慎重な判断が必要であると述べておられます。

ですが、その後平成27年になりますと、今申し上げました内容とは異なるご見解を大塚先生がお示しになっております。ダイオキシン法が公共事業型の立法であることについて、制定当初は特に緊急の対策が必要とされていたことが理由であるが、それが現在でも維持されているかには疑問の余地があるとおっしゃっています。ダイオキシンについては相当の対策がとられた結果、他の有害物質と全く異なる扱いをするほどの理由が必ずしもなくなっているとして、既に自治体によっては他の有害物質と同様に規制型で取り扱うところもあらわれていると述べておられます。

また、昨年でございますが、東京農工大学工学部の細見先生におかれましては同様の趣旨のことをお書きになってございまして、ダイオキシン法が適用されない私有地、工場の敷地な

どの汚染についても、土壌汚染対策法の枠組みの中で土地所有者が調査、対策を実施すべきではないかと考えるという見解をお示しでございます。

最後に、ご参考として、他の自治体の条例の状況についてでございますが、神奈川県と横浜市、川崎市でもダイオキシンを対象物質に定めていまして、大阪府とほぼ同様の規定を置いています。ダイオキシン法との関係について、特に何か課題が生じている、問題が生じているということはないと聞いてございます。

そういたしましたら、資料のご説明は以上とさせていただきます。

【平田部会長】      ありがとうございます。

基本的にダイオキシン法は、大塚先生が言うように公共事業型ですよね。環境管理をしていくという、都道府県が行うということと、土壌汚染対策法は土地の所有者が責任を持つというところで、責任を持つ主体も土地もそれほど重複はしないというところで、どちらを適用しても矛盾は生じないということなんですね。これを示したのは、どちらかを触ると、どちらかがとても大きな影響を受けてということだったので、この説明を聞いていると、一般の有害物質といいますか、指定物質と同じようにやっても特に大きな問題はないという理解でよろしいんですかね。

【金城課長補佐】      法学の立場と工学の立場の両先生のご見解をご紹介させていただきましたけども、両方の観点から、先生が今おっしゃいましたように、土地所有者によるリスク管理、土対法の枠組みと同様のリスク管理が今やふさわしいのではないかとのご認識が学会の先生方の中にあるということでございます。

【平田部会長】      どうですか。黒坂先生や専門家のご意見を聞かないと、きょうはご欠席でしたので。

【中西室長】      本日ご欠席ですので、改めて黒坂先生のほうにお伺いして、もう一度この辺の法学見解については先に詰めさせていただきます。

【平田部会長】      法的な問題はとても重要な話、法律ですので、この場合、黒坂先生が直接説明いただくということがいいと思うんですね。ただ、それにいたしましても、ダイオキシンに関しては14条がないんですよね。自主申請はないということですので、そういうところも今後考えていくということですか。

【金城課長補佐】      はい、さようです。

【平田部会長】      ほとんど他の物質と区別をせずに、ダイオキシンも土壌汚染対策法の指定物質と同じように扱っていくという理解なんですかね。

【中西室長】 ですから、そこの法学的なというか、この辺の前段となる法律と条例との関係について、再度黒坂先生のご意見もちゃんと確認させていただいた上で、整理させていただいた上で……。

【平田部会長】 議論しましょうということですね。

【中西室長】 その制度面だけのお話になります。

【平田部会長】 いかがでしょうか。ちょっと歯切れが悪いんですが、きょうは専門家がいらっしやらないので。

【勝見委員】 何となくは理解しているつもりなんですけれども、3ページの大塚先生の2つ目のコメントで、ダイオキシン類に関しては相当の対策がとられた結果というぐあいであって、それが1つのこういう議論の根拠なのかなと思うんですけれども、何となくは、ああ、そうなのかなと思うんですけれども、汚染土壌に対して具体的に何だと言われたら、何だと言ったらいいのかがもうひとつ私はわからなくて、この資料にもそれはあまり書き込まれていないのではないかなと思うんですけれども。

【金城課長補佐】 相当な対策がとられた結果とおっしゃってますのは、発生源対策が中心ではなかろうかと思えます。大気汚染、水質汚濁についてのダイオキシンの規制、施設の構造基準や維持管理基準を定められたと。ダイオキシンをターゲットとした厳しい規制が課されたということが、まずは中心ではなかろうかと存じます。

ダイオキシンによる土壌汚染の対策という面につきましては、このダイオキシン法に基づきます都道府県による地域指定がどの程度されたかと申し上げますと、平成27年度末で全国で6件でございます。必ずしも多い件数ではないように思います。緊急を要する公共事業型の対策で、しかも対象とする土地に条件が設けられているもとので、この法に基づく対策がされたのは6件ということでございます。今言いました法定のものでない土壌汚染の対策は、おそらくさまざまな場所で相当数されているのではなかろうかと思えます。

【中西室長】 対策の技術の観点でいいますと、ダイオキシン法ができた当時、例えば大阪府の能勢でそういう周辺の土壌汚染がありましたけども、そのときの状況などを申し上げますと、まだどういう技術で対応していかかわからないような状況でして、ですから、あのおときも、あれは自治体が絡んでいましたので、公共型といって大阪府が計画を打ってじゃなかったと思うんですけれども、自治体の対策に当たりましては、環境省が処理技術の提案公募をしまして、それを審査した上で実証してみるという立場で動き出しているような話ですので、じゃあ、その当時ですと、例えば土地所有者に、汚染があるから何とか対

応しろよと言われても、じゃあどうしたらいいんですかと言われてたときに、そのメニューも十分なかったような時代じゃないかなと思うんです。そこがかなり時代感としては違うかなという感じは、想像としてはあります。

【益田委員】 あと多分、これも想像ですけど、以前は拡散させてしまっただけで、非常に広い範囲に汚染物質がばらまかれてしまっていたので、多分犯人を特定するのが難しいし、できたところで広すぎて、対応がなかなか難しいので、それで自治体のほうに責任を持たせたのかなと思うんですけど、今みたいに汚染物質の拡散がものすごくコントロールされた状態で汚染があるというのは、発生源しか考えられないわけですよ。そういう状況まで社会的な環境が整備されてきたというところまで来て、今なおダイオキシンだけを特別扱いする理由はないのかなと思いました。

【平田部会長】 多分そう思うんですね。あのころすごく焼却場の問題があって、すごく議論がありましたよね。1年か2年ぐらいずっとテレビでも報道されて、社会不安をおおってしまったということがあったと思うんですが、土壌汚染として捉えたときに、先のことを言って申しわけないんですけど、大阪府には指定された事例があるんですか。

【足立総括主査】 過去には5件ございます。

【金城課長補佐】 先ほど6件と申し上げましたのは、ダイオキシン法に基づく地域指定でございまして、この6件の中に大阪府は入っておりません。

【平田部会長】 土壌汚染のこの条例で指定されたのは何件あるんですか。

【足立総括主査】 条例による指定は5件ございまして、そのうち2件は掘削除去で解除されておりして、現在3件の指定となっております。

【平田部会長】 そのときに指定は形質変更時要届出区域ですか。

【足立総括主査】 はい、措置を要しない要届出管理区域です。

【平田部会長】 しないところですよ。だから、将来を考えたときに、ダイオキシンの場合、土壌の中で動きにくいですよ。だから、地下水には移行しにくいから、でも国にはそういう規定がないので、何かあるときにそこのところも決めていかなきゃいけないでしょうね。要措置区域にするのか、しないのか。形質変更時要届出区域にするか。要措置区域は地下水を飲むということがほとんどですよ。上の場合はもうふたをしちゃえばいいので。

【足立総括主査】 ただ、ダイオキシン類については溶出量基準を設けていまして、含有量基準だけの基準になります。

【平田部会長】 含有量基準だけか。

【足立総括主査】 はい。直接摂取によるリスクを見えています。

【平田部会長】 じゃあ地下水経由はもともとないわけね。わかりました。それじゃあ簡単でいいですね。ということは、一番簡単なのは覆土するということになりますね。

【足立総括主査】 そうですね。

【平田部会長】 含有量だけで決めちゃうのね。

【足立総括主査】 そうです。

【平田部会長】 そこへいくと厄介だなと思ったのが、それはあまり関係ないということですね。

で、5件あって、もう全部対策は終わっているんですか。

【足立総括主査】 2件については対策が終わってしまっていて、3件については、形質変更を行うときには届出が必要な区域としてリスク管理をされています。

【平田部会長】 それだったらわりとスマートにいきますよね。だから、あとはきちっと法的に大丈夫だよということを黒坂先生にチェックいただくということになりますかね。

【金城課長補佐】 はい。ご説明させていただきましたように、施設の廃止時の調査、形質変更時の調査については、既に仕組みを条例の中で設けています。これらの調査の結果に基づく地域指定の仕組みもございますので、そういう条例で定めた調査に基づく分には、もう既に他の物質と同様の規定を整備済みなんですけれども、自主調査の場合、自主調査の結果での地域指定というのは、申請を受ける制度がないものですから、できていないと。その部分だけ残ってしまっているような形なので、そこを今回どうあるべきかということでございます。

【平田部会長】 そこが一番論点になるね。

それともう1つは、ダイオキシンを調べなければいけない土地というのはちゃんと書いているんですね。書類で調べていきますよね。

【金城課長補佐】 そこは他の有害物質と同様でして、土地の利用履歴から汚染のおそれを確認して調査するという、他の物質と同様のステップを踏んで調査いたします。

【平田部会長】 ただ問題は、ダイオキシンを使っているわけじゃないんですよね。どういう事業ではダイオキシンを調査しなきゃいけませんよということは、もう書いてあるんですね。

【足立総括主査】 一番わかりやすいのはダイオキシン法の特定施設ですね。焼却炉等

になります。そういったものが対象になってきます。

【平田部会長】 あるかどうかということですね。そこは非意図的な物質というのは厄介だよね。ダイオキシンだけじゃないんだけど。

ほかにいかがでしょうか。

でも、自主調査だけでというのであれば、それほど悩むほどの問題はないような気がするんですけど、どこが一番論点になりますか。

【金城課長補佐】 やはり条例とダイオキシン法の関係性であろうかと存じておりました。法律論の面から慎重なご検討が必要となるのではなかろうかと考えてございます。

【平田部会長】 そこに行き着いちゃうんですね。法的に大丈夫なのという。

【金城課長補佐】 はい。技術的なことではないと思います。

【平田部会長】 わかりました。というところでいかがでしょうか。別に全て黒坂先生に責任をかぶせるわけではないんですが、専門家としてのご意見を賜る必要があるということですね。

【金城課長補佐】 そのように考えてございます。

【平田部会長】 よろしいでしょうか。

そうしましたら、この2つの大きな本日の審議内容は以上で終わらせていただきたいと思います。

その他のところで、今後の予定も含めまして説明がもしありましたら、いただけますでしょうか。

【中戸課長補佐】 今後の予定でございますけれども、先ほどの資料1の中で申し上げましたとおり、中環審の検討状況を踏まえて部会でご審議していただく必要のあることがございますので、中環審の国の検討状況を踏まえて、来年度になりますけれども、日程調整のほうをさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【平田部会長】 また数回ぐらいですね。

【中戸課長補佐】 はい。

【金城課長補佐】 諮問をさせていただきました際には、今年春ごろに答申を頂戴したいというスケジュールをご説明させていただきましたけれども、今、中環審でのご審議がまさに山場ということでございます。その結論を踏まえて条例のあり方を検討する必要がありますので、春の答申のスケジュールはなかなか難しいと考えてございます。秋ごろいただければ幸いであると思っております。今回を含めましてあと2回程度で部会報告



案をおまとめいただき、パブリックコメントに進むというような、おおむねそのような形でお願いできればと存じております。

【平田部会長】 ということ、国のほうの方針が明確になった段階で改めてということになるんですね。またそのときに先生方、日程調整をお願いしたいと思います。またよろしくをお願いしたいと思います。

本日はこれでよろしいですか。

【中戸課長補佐】 はい。ありがとうございました。

【松本総括主査】 長時間の審議、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第4回部会を閉会いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——